

未定稿

県産飼料生産・利用拡大促進事業

Q & A

注：Q&A は、現時点版であり、今後変更があり得ることに留意願います。

令和 7 年 4 月 1 日版

山口県農林水産部畜産振興課

目次

I 全体

問1 どのような手続きの流れになりますか。	1
問2 事業のスケジュールを教えてください。	1
問3 事業の対象となる飼料は何ですか。	1
問4 国の交付金が充当されていますか。	2

II 畜産クラスター協議会

問1 畜産クラスター協議会とは何ですか	2
問2 畜産クラスター協議会を立ち上げるにはどうすればよいですか	2
問3 取組主体は畜産クラスター協議会の構成員である必要がありますか。	2

III 畜産クラスター計画

問1 畜産クラスター計画とは何ですか	3
問2 県事業の実施に当たって、計画を見直す必要がありますか	3
問3 県事業を実施するに当たって、総会の開催や知事への再認定が必要ですか	3

IV 成果目標

問1 成果目標はどのように考えれば良いのですか。	3
問2 計画した目標を達成できない場合はどうすればよいですか。	3

V 機器・設備導入支援について

問1 どのような事業内容ですか。	4
問2 資材費が高騰する中で様々な機器も高騰しています。上限は設けずに、さらに 使いやすくするべきではないですか。	4
問3 面積の拡大要件はありますか。	4
問4 中古の機器装置は、補助の対象になりますか。	4
問5 機器・設備の導入期限はありますか。	5
問6 畜産クラスター協議会内の一員が購入した機器を他の構成員で共有して使用する ことは可能ですか。	5
問7 通常枠で導入する機器等の本体価格には工事費を含めても良いのですか。	5

問 8 申請内容と異なる型式等の機器・設備が納入された場合、どうすれば良いのですか。	5
問 9 取組主体（畜産農家等）が導入した機器が被災した場合、どうすれば良いのですか。	5
問10 経営継続が困難となった場合に、他の農家に名義変更して活用することはできますか。また、補助金の返還は必要ですか。	6
問11 稲作農家が稲わら収集機を導入する場合、補助の対象になりますか。	6
問12 飼料用米生産に使用するコンバイン等は補助の対象になりますか。	6
問13 トラクターやフォークリフト、ホイルローダー等は補助の対象になりますか	6
問14 補助残額の資金調達ができなかった場合等、やむを得ない事情で事業に参加できない取組主体が生じた場合は、別の取組主体のものを事業の補助対象としてもかまいませんか。	6
問15 複数者の相見積等の結果、調達価格が事業参加要望書に記載された金額より安価となり補助予定額に残額が生じた場合は、別の機器・設備の導入に、残額を充ててもかまいませんか。	6

【広域流通体制推進特別枠】

問 1 どのような設備が補助の対象になるのですか。	7
問 2 設備を整備するにあたって敷地造成や地盤改良は補助の対象になりますか	7
問 3 水道や受電設備等のインフラ整備も補助の対象になりますか。	7
問 4 飼料用米保管庫は、補助の対象になりますか。	7
問 5 スtockヤード周辺のフェンスなども補助の対象になりますか。	7

【補改修】

問 1 老朽化した設備や機器を単に更新する場合も補助の対象になりますか。	8
問 2 設備の購入に係る経費については、補助の対象になりますか。	8
問 3 設備を補改修する場合、対象物件が国の補助事業で整備したものであり、かつ、耐用年数が残っている場合、補改修費用は補助の対象になりますか。	8

【採択】

問1 審査会とはどのようなものですか。	8
問2 採択に当たっては、どのような考え方で行われるのですか。	8

I 全体

問1 どのような手続きの流れになりますか。

所属する畜産クラスター協議会事務局、または、3戸以上の農業者で構成する組織の事務局に、必要な書類をご提出ください。

畜産クラスター協議会等事務局は、提出された書類をとりまとめて、管轄の農林（水産）事務所畜産部に提出してください。

なお、構成員等が県域にまたがる場合は、該当する農林（水産）事務所畜産部に書類等の内容を確認してもらった上で、一式をとりまとめて畜産振興課に提出してください。

必要な書類については、畜産振興課のホームページに掲載していますのでご確認ください。

問2 事業のスケジュールを教えてください。

要望調査を行い、提出された「計画書」（様式1-1、1-2）について、審査会を開催します。（令和7年度第1回要望調査の〆切は令和7年5月9日（金））

採択された要望については、各畜産部を経由して畜産クラスター協議会等に「内示」のお知らせをします。

内示を受けてから正式な書類申請の手続き（補助金交付申請）に入ります。

なお、交付決定を受ける前に、自己資金又は他の助成により既に実施（発注を含む）した取組は補助対象外となります（要領別紙1－ア、1－イの第2の（2）の3）ので、ご注意ください。

円滑な事業推進に向けて書類に不備がないようにご準備ください。

※第1回要望調査の結果、予算枠に余裕がある場合は、第2回要望調査を実施します。

問3 事業の対象となる飼料は何ですか。

国や県、各地域で推進し、種をまいて収穫する飼料作物を対象としています。野草や畦草刈りのための機器は、それらを刈り取った後に飼料利用する場合であっても、補助対象外となりますので、御了承ください。

（例）粗飼料（青刈りとうもろこし、牧草、ソルゴー、稲WCS、稲わらなどの各種粗飼料）や濃厚飼料（飼料用米、子実用とうもろこし）が対象です。

問 4 国の交付金が充当されていますか。

「デジタル田園都市国家構想交付金」という国の交付金を活用していますので、会計検査の対象となります。書類の整理や適正な事業の執行、機器・設備導入後の作業日誌等の整備をしていただくとともに、適切な稼働率の確保について御留意願います。

Ⅱ 畜産クラスター協議会

問 1 畜産クラスター協議会とは何ですか。

畜産クラスター協議会とは、地域の関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益性の向上を図るため、畜産を営む者、地方公共団体、外部支援組織（コントラクター、TMRセンター、キャトルステーション等）、畜産関連事業者（乳業者、食肉加工業者等）、農業者の組織する団体その他の関係者が参画し設立する協議会です。

なお、詳細は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知）及び畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）に沿うこととします。

問 2 畜産クラスター協議会を立ち上げるにはどうすればよいですか。

「畜産クラスター協議会」は、知事に認定された畜産クラスター計画を有し、運営を行うための事務局を設置しており、かつ、組織及び運営についての規約を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していることのほか、畜産を営む者の他、2者以上の異なる役割を担う者が参画していることなど、関係機関の協力が必要です。

協議会設立にあたっては、最寄りの農林(水産)事務所畜産部にご相談ください。

問 3 取組主体は畜産クラスター協議会の構成員である必要がありますか。

必ずしも構成員に入る必要はありませんが、構成員として加入しない場合は、事業に取り組む者として、協議会が位置付けてください。

なお、県事業に取り組むに当たっては、関係する畜産クラスター協議会内でよく協議の上、協議会内で了解を得てください。

Ⅲ 畜産クラスター計画

問 1 畜産クラスター計画とは何ですか。

畜産クラスター協議会が定める地域一体となって畜産の収益性の向上を図るための計画であって、都道府県知事が認定したものをいいます。

なお、詳細は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知）及び畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）に沿うこととします。

問 2 県事業の実施に当たって、計画を見直す必要がありますか。

クラスター計画に「自給飼料の生産」や「耕畜連携の強化」、「広域流通体制の構築」などの記載があれば、大幅な見直しは不要ですが、県事業により新たな取組を開始する場合には、計画の見直しをお願いします。

また、クラスター計画の「4 中心的な経営体等の概要」のうち「活用が見込まれる施策」の「その他」に「○」を記載（更新）願います。

問 3 県事業を実施するに当たって、総会の開催や知事への再認定が必要ですか。

県事業に取り組むに当たって、総会や会議の開催、文書での協議等、手法は問いませんので、協議会内の了解を得るとともに、クラスター計画の更新（上記問2）について、了解を得てください。

また、知事への再認定は不要ですが、事業の申請の際に、更新されたクラスター計画を添付してください。

Ⅳ 成果目標

問 1 成果目標はどのように考えれば良いのですか。

事業の申請に当たっては、「飼料生産・利用拡大計画」を作成していただきます。各畜産クラスター協議会等で設定した拡大計画の目標達成を目指して、取組を推進してください。

問 2 計画した目標を達成できない場合はどうすればよいですか。

本事業の主旨は、畜産農家と耕種農家の連携を強化し、県産飼料の生産・利用拡

大を促進し、輸入飼料から県産飼料への転換を図るものであり、地域で作成した目標を達成することは、畜産農家・耕種農家相互の経営安定につながるものであるはずです。

持続的な経営の安定化を目指して適正に事業を推進し、耕畜連携の強化や県産飼料の生産・利用拡大を図ることを通じて、自ら設定した目標達成に向けて尽力してください。

V 機器・設備導入支援について

問1 どのような事業内容ですか。

本事業では、県産飼料の生産、利用や飼料の広域流通体制構築のために必要な機器・設備の導入を支援します。

本県のように狭いほ場が多い県では、大型の機器導入が困難な場合や、面積拡大要件が大きなネックとなり、国事業の活用が困難な事例もあるため、県事業では、中山間地域に適したコンパクトな機器やアタッチメントの導入にも対応できるようにしています。

問2 資材費が高騰する中で様々な機器も高騰しています。上限は設けずに、さらに使いやすくするべきではないですか。

本事業は、狭いほ場に適した機器の導入やアタッチメントなどの導入を想定しています。大型の機器が必要な場合は、国事業の御活用を検討ください。

問3 面積の拡大要件はありますか。

本事業は飼料の生産、利用拡大を促進するための事業ですので、事業の活用に当たっては「飼料生産・利用拡大計画」を提出いただき、3年後までの飼料作付計画を示していただきます。

問4 中古の機器装置は、補助の対象になりますか。

事業費低減の観点から、中古品も対象としています。ただし、中古品の場合、導入時において、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。）から経過年数を差し引いた残存期間（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上のものに限るものとします。

問 5 機器・設備の導入期限はありますか。

当事業は令和 7 年度の事業ですので、機器・設備の導入、実績報告、補助金の支払いを令和 7 年度中に完了させる必要があります。

したがって、令和 8 年 3 月 13 日（金）までに、機器・設備の導入を完了させるとともに、同日中に実績報告書を提出してください。ㄨ切厳守をお願いします。

問 6 畜産クラスター協議会内の一員が購入した機器を他の構成員で共有して使用することは可能ですか。

可能です。機械の共有化により効率的な飼料生産ができることは、畜産クラスター協議会の取組として理想的といえます。

ただし、事業実施要領別紙 1 - ア、1 - イの第 2 の（3）の 1 のとおり、適正な管理をしてください。

問 7 通常枠で導入する機器等の本体価格には工事費を含めても良いのですか。

本事業は、導入する機器装置の本体価格の 2 分の 1 を支援する事業であることから、機器の設置に必要な工事費等については補助対象外です。

問 8 申請内容と異なる型式等の機器・設備が納入された場合、どうすれば良いのですか。

申請と異なる型式等の機器・設備が納入されたことが判明した場合には、速やかに正しい型式等の機器・設備に交換してもらってください。

なお、正しいものに交換された後に、実績報告をしてください。

問 9 取組主体（畜産農家等）が導入した機器・設備が被災した場合、どうすれば良いのですか。

事業の対象となっている機器・設備が災害の発生により被災した場合であって、修理して継続使用される場合は特段の手続きは不要ですが、利用困難となった場合は知事に報告する必要がありますので、最寄りの農林（水産）事務所畜産部にご相談ください。

問10 経営継続が困難となった場合に、他の農家に名義変更して活用することはできますか。また、補助金の返還は必要ですか。

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産によって、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない場合があります（山口県補助金等交付規則第18条）。最寄りの農林（水産）事務所畜産部にご相談ください。

問11 稲作農家が稲わら収集機を導入する場合、補助の対象になりますか。

県内畜産農家への稲わら供給を中長期的に継続する場合、補助対象になります。

問12 飼料用米生産に使用するコンバイン等は補助の対象になりますか。

コンバインは、汎用性の高い機器ですが、飼料用米の生産拡大に必要であると認められた場合に限り、補助対象になります。

なお、機器導入については審査会を開催しますので、要望があったすべての機器等について採択をお約束するものではありません。

問13 トラクターやフォークリフト、ホイールローダー等は補助の対象になりますか。

トラクターやフォークリフト、ホイールローダー等は補助対象外です。

問14 補助残額の資金調達ができなかった場合等、やむを得ない事情で事業に参加できない取組主体が生じた場合は、別の取組主体のものを事業の補助対象としてもかまいませんか。

審査会で認められたもののみが補助対象となりますので、それ以外のものは補助対象にはできません。補助残額の資金調達までを計画した上で、要望を上げてください。

問15 複数者の相見積等の結果、調達価格が事業参加要望書に記載された金額より安価となり補助予定額に残額が生じた場合は、別の機器・設備の導入に、残額を充ててもかまいませんか。

審査会で認められたものが補助対象となりますので、それ以外のものに残額を充

てることはできません。

なお、事業費に20%を超える変更があった際には、計画の変更申請手続きが必要となりますので、最寄りの農林（水産）事務所畜産部にご相談ください。

【広域流通体制推進特別枠】

問1 どのような設備が補助の対象になるのですか。

飼料の広域流通に取り組む場合の、ロールの保管場所の整備や稲わらを保管する簡易な倉庫などの設置が対象になります。

また、既存設備の有効活用の観点から、既存の施設（空き倉庫など）を使って新たに広域流通の取組を開始する場合等の補修や改修、賃借料も対象としています。

また、通年で活用できる保管施設の整備については、協議会等が必要性を認め、当該協議会等を管轄する農林（水産）事務所が必要性を確認した場合に限り、対象とします。施設のうち対象とする内容については、管轄する農林（水産）事務所に御確認ください。

施設等の整備に当たっては、飼料作物の保管量等を勘案し、過度な投資とならないよう十分配慮してください。

問2 設備を整備するにあたって、敷地造成や地盤改良は補助の対象になりますか。

敷地造成や地盤改良は補助対象外です。

問3 水道や受電設備等のインフラ整備も補助の対象になりますか。

インフラ整備は補助対象外です。

問4 飼料用米保管庫は、補助の対象になりますか。

審査会により、広域流通に資する取組と認められた場合に限り、補助対象になります。

問5 スtockヤード周辺のフェンスなども補助の対象になりますか。

特に屋外で保管するロールについては、品質確保が重要であるため、獣害対策などとして必要であると審査会で認められた場合に限り、補助対象になります。

【補改修】

問 1 老朽化した設備や機器を単に更新する場合も補助の対象になりますか。

単純な更新の場合は、補助対象外です。

問 2 設備の購入に係る経費については、補助の対象になりますか。

広域流通体制の構築に資する取組であると審査会で認められた場合に限り、補助対象となります。

問 3 設備を補改修する場合、対象物件が国の補助事業で整備したものであり、かつ、耐用年数が残っている場合、補改修費用は補助の対象になりますか。

本事業は国の交付金を活用していますので、他の国事業と重複する取組については、補助対象外です。

【採択】

問 1 審査会とはどのようなものですか。

県及び関係団体が構成員となり、要望に係る「飼料生産・利用拡大計画」について、事業の主旨に沿った取組であるかや、取組による効果の程度などを確認するものです。

問 2 採択に当たって、どのような考え方で審査が行われるのですか。

機器・設備導入の妥当性や、拡大面積などの事業効果等を勘案します。